

令和5年度 第3回尼崎市総合教育会議の議題 (子どもの人権擁護の取組状況について) について

1 これまでの子どもの人権擁護の主な取組内容について

本市において体罰事案やいじめ重大事態事案など、子どもの人権が著しく侵害される重大な事案が発生したことから、それを教訓として体罰等の根絶に向け、以下のとおり子どもの人権擁護の取組を行った。

- 子どもの人権アンケートを毎年度実施（令和元年度～）
- 市ホームページに「体罰通報窓口」の設置（令和元年6月）
- こども青少年局内に「こどもの人権擁護担当課」を設置（令和2年4月）
- 「体罰のない社会を実現するための基本方針」の策定（令和2年8月）
- 「教育委員会体罰根絶アクションプラン」の策定（令和2年度）
- 子どもの育ち支援条例を改正し、子どものための権利擁護委員会を設置（令和3年4月）

2 子どもの人権アンケートについて

- ① 対象者：市立小・中・高・特別支援学校の児童生徒
(児童ホーム・こどもクラブを含む)
- ② 調査項目：「身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えることに関すること」
「性的なことに関すること」
「恐怖感や屈辱感等を与え、心を傷つける言葉遣いに関すること」
- ③ 調査時期：令和5年10月1日～10月31日
- ④ 調査方法：学校を通じてアンケート用紙を配付し各児童生徒が家庭に持ち帰り、質問項目に該当する場合のみ、返信用封筒にてアンケート用紙を返送する方式。又は、デジタル媒体を使って各家庭にて回答する方式。
- ⑤ 調査結果：体罰認定0件、体罰以外の不適切な行為・言葉遣い等2件

<詳細な内容確認結果：認定分>

	体罰	不適切な行為・言葉遣い等	合計
令和5年度	0	2	2
令和4年度	1	4	5
令和3年度	1	6	7
令和2年度	1	10	11

3 子どものための権利擁護委員会

(1) 同委員会の概要

- ① 位置付け：尼崎市子どもの育ち支援条例第23条に基づき、子どもの人権擁護の事項に関して調査審議を行う独立性と専門性を有する付属機関

② 委員会の組織

- ・委員 : 子どもの人権擁護について専門的な知識経験を有する者
(弁護士、大学教員など)
- ・専門委員 : 専門の事項を調査させるため専門的な知識経験を有する者
- ・相談員 : 相談窓口における子どもの人権擁護に係る相談員
- ・3つの機能 : 調査・調整機能、提言機能、広報・研修機能
- ・委員会の基本方針 : 「子どもの話をしっかり聴く」「子どもの意思や意見を尊重」「子どもにとって一番いい解決策を一緒に考える」

③ 相談件数

相談対象者	令和3年度 (7/1から相談開始)	令和4年度	令和5年度 (12月末時点)
就学前	2件	1件	3件
小学校	17件	20件	20件
中学校	12件	8件	12件
高等学校	8件	4件	6件
社会人	1件	0件	0件
合計	40件	33件	41件

④ 相談内容

相談内容	令和3年度 (7/1~)	令和4年度	令和5年度 (12月末時点)
学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満	12件	2件	7件
交友関係の悩み	5件	3件	8件
教職員の暴言・威嚇	3件	0件	4件
教職員の指導上・対応上の問題	3件	6件	1件
行政機関の指導上・対応上の問題、不満	3件	0件	1件
いじめ	2件	6件	8件
家族関係の悩み	2件	1件	2件
家庭内虐待	2件	0件	2件
子育ての悩み	1件	0件	0件
学校以外の指導者の体罰・暴力	1件	3件	0件
教職員の体罰・暴力	1件	1件	0件
その他(不登校、心身の悩み、福祉的処遇など)	5件	11件	8件
合計	40件	33件	41件

以上